

2008年1月18日

指摘した問題点の補充について

放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）
放送倫理検証委員会 御中

「光市事件」報道を検証する会

2007年11月27日付け「申立書」で私たちが指摘した問題点のうち、対象18番組のうちの第14. 7月29日放送「The サンデー」（日本テレビ）に、次のとおりの問題点があることを補充させていただきます。

申立人の一人である関西学院大学野田正彰教授（本件「光市事件」裁判の証人でもある）が、改めて同番組の録画ビデオを見て、自分が映像取材のインタビューを受けていないのに、自分の映像が使われていることに気づきました。同教授がさらに確かめたところ、その映像は、過去（2002年4月）に別のテレビ局により、別の話題でインタビューされた時の映像で、昨年7月29日の「The サンデー」がそれを流用したのであることが判明しました。

問題部分の構成・演出

上記「The サンデー」の「光市事件」報道部分の冒頭から約9分経過したところ、「8：40」の表示が出ているあたりに野田教授の胸から顔の画像が使われ、音楽とともに、「弁護側が証人として呼んだもう一人が、元少年に接見した精神科医の関西学院大学野田正彰教授」とナレーションが入り、同時に画面に「関西学院大学野田正彰教授」とテロップも出されます。野田教授本人の声は使われておらず、「ロパク」になっています。この場面の野田教授の後方に本棚があることから、野田教授の書斎であると考えられます。厚手のジャケットを着ており、夏の季節の服装ではありません。

次の画面では、野田教授の声を「再現」する声優の声が入り、「当時18歳だった元少年の責任を問うのは難しい」と演技し、同じ言葉のテロップも出て強調されます。

次の画像は、護送車に乗り込む「元少年」の足元およびピントをぼかした「元少年」の顔写真。そこに音楽とともにナレーションが入って、「野田教授は、父親からの虐待、母親の自殺が影響し、精神の発達がきわめて遅れているとして、責任能力を疑問視する証言を行なった。だが、野田教授は、こんな発言も」と、思わせぶりにナレーションを中断します。テロップは「“責任能力を疑問視”」

と出ています。

それまでのサスペンスを盛り上げるような音楽に、さらなるアクセントをつける音楽を入れ、次の画面では、声優の声が「山のような鑑定資料のコピーを貰ったが、全部読むのは面倒臭かった」と芝居がかった言い方をします。声優の声は、いかにも投げやりな調子で、鑑定人として誠意がない様子を強調しました。テロップも声と同様の文字を出して強調しています。

次に、再び野田教授の胸から顔の画像で、ナレーションは「元少年の供述調書などを、細かく読んではいないというのだ」と入り、テロップは「供述調書などを細かく読んではいない」と出されます。野田教授は何か喋っていますが声は使われておらず、「ロパク」になっています。

以上、画像にして7カット・55秒間のテレビ放送のなかで、画像・テロップ文字・音楽・ナレーション・声優の声（声色）と合計5つのメディア要素を複雑に構成・演出して、番組作成者が何を表現しようとしているのか？ 何を視聴者にアピールしようとしているのか？ メディア・リテラシーの事例研究にしたいくらいのものです。

歪曲された野田教授の証言

このくだりの問題点は、私たちの「申立書」添付資料②「18番組の個別問題点」の42ページに指摘したとおりで、野田教授が依頼された鑑定資料を全部読みもしないで鑑定を行なったかのように、いかにも野田教授がいかげんな鑑定人であるかのように、法廷での実際の証言内容を歪曲して勝手な解釈をほどこし、上記した5つのメディア要素を使って巧みに構成・演出したものです。

野田教授が、依頼された鑑定について、「面倒臭い」として丁寧にやっていないかのように印象付けようとする演出は、悪意があるとしか判断できません。

実際の法廷でのやりとりは、次のとおりです。

証言台の野田教授に対し、検察官は、「若干質問させていただきます。まず、鑑定資料でございます。先生が挙げておられるのは、第1審、控訴審、上告審判決、それから第1審、控訴審における被告人質問の公判調書、山口家庭裁判所の少年審判における被告人の社会記録及び広島拘置所で知り合った弘中紳也の被告人あての書簡、被告人あての被告人の弟の手紙、資料としてそういったものを挙げておられますけれども、この中に、被告人の捜査段階での警察官、検察官に対する供述調書が含まれていないのはどういうことでしょうか。」と質問しています。それに対して野田教授は、「山のようにコピーを渡されたんで、一言で言って、全部読むのが面倒くさいんで、刑事調書その他についてはぱらぱらとしか見ていないから省いたということです。」と証言しています。

この法廷証言が、上記の構成・演出によって、鑑定資料・供述調書を面倒臭くて細かくは読んでいない、と野田教授が述べたように歪曲されてしまったのです。

野田教授の証言趣旨は、受け取った「山のようなコピー」の中から「鑑定資料」を絞り込んだということです。

番組では、野田教授役の声優の声が、「山のような鑑定資料のコピーを貰ったが、全部読むのは面倒臭かった」と、勝手に解釈した短絡的なセリフを投げやりな調子で演技しています。そのうえさらに「元少年の供述調書などを、細かく読んではいないというのだ」とナレーションで強調しています。これらの作為によって、視聴者は、この鑑定人は「鑑定資料を面倒くさくて読まなかった」としか、受け取ることができません。

野田教授は、被告人の供述内容を分析・鑑定することを依頼されたものではありません。精神医学的な診断をするのに、警察・検察が作成した供述調書を読む必要は、むしろないとも言えます。精神鑑定とは、犯罪の有無を調べるものではないからであり、精神鑑定が、犯罪を確認するような記述をしてはならないのです。

たとえ、法廷での出来事を公正に論評する自由というものがあるとしても、批判する相手の証言趣旨を歪曲して、あたかもその言葉をその証人が喋っているように構成・演出することは許されません。しかも、使ったインタビュー画像が他の機会に撮影された画像を流用しているのですから、これは一種の騙し討ち、メディア暴力です。そして視聴者に誤解を与えること、甚だしいと言わねばなりません。

インタビュー画像の流用

上記の問題部分55秒のなかの2箇所（11秒と8秒）に使われて、あたかも野田教授が「The サンデー」の映像取材に応じて、インタビューに答えているかのように構成・演出された、その画像が、まったく別の機会に別のテレビ局によって撮影・録画されたインタビュー画像の流用だったことは、非常に大きな問題だと思います。

顔の画像の下に、ちょうど映画字幕のように「供述調書などを細かく読んではいない」とテロップを出すということは、声は使っていないなくても、そのインタビューの中で同教授がその言葉を喋っているという印象を視聴者に与えます。関西テレビ「発掘！あるある大事典Ⅱ」の捏造問題で、外国の研究者の言葉が誤訳されて伝えられたという演出手法と、非常によく似ているのではないでしょうか。

野田教授の画像に、「資料映像」などのエクスキューズのテロップなどもあり

ません。前後の流れからみて、「The サンデー」のインタビュー取材に野田教授が応じたとしかみえない扱いです。この映像が撮影された2002年当時、野田教授は、京都女子大学の教授であって、関西学院大学の教授ではないはず

です。昨今のテレビ局担当者にとって、入手した画像、「画」は、なんでもひとつの「素材」になってしまうのであって、あとは自分たちの勝手に、どうにでも料理して演出できる材料になってしまうのです。一連の「光市事件」裁判報道の番組を見て驚くのは、取材してから放送するまでの時間的制約があるにもかかわらず、実に多様な画像素材(事件発生・逮捕・裁判・一審・二審・最高裁・そして差戻し審の5月・6月・7月・9月・さらに独自インタビュー・記者会見・過去のホームビデオ・写真・手紙へのアップ・そして法廷イラスト・少年の顔写真・あげくの果てに法廷再現ドラマ等々)を、複雑に組み合わせで編集していることです。そこにテロップを組み合わせ、ナレーションや声優の声を入れ、音楽を入れ、10～20分の完全パッケージのビデオ作品を、短時間で構成・制作しています。コンピューターによる編集技術が、そうした作業を可能にしているのでしょう。

担当者は、「新聞だって、顔写真にいちいち何月何日撮影などとキャプションをつけてはいない」と言い訳するかもしれません。確かに、新聞も顔写真の使い方に問題があります。最近の事件では、いわゆる「がん首を取る」ために、マスコミの記者たちが事件関係者の学校卒業アルバムを高値で買い取ったという話もあります。そうしたことも大いに問題で、そもそも肖像権という観点からすれば目的外使用となるわけで、顔写真をライブラリーに保存することも、どこまで許されるかの問題があります。

今回の野田教授の場合、別の機会にインタビューを受けて、撮影・録画されたものが、どのような経緯で「The サンデー」に流用されたのか、私たちにはその詳細がわかりません。貴委員会で調査・検証していただきたいところです。

いずれにしろ野田教授のインタビュー映像が、いかなる名目で保存されていたのか、そしていかなる手続きで「The サンデー」に流れたのかが調査されるべきです。野田教授は、当初のインタビューとして撮影・録画・放送を承諾しているのであって、別のテレビ番組で、新たな別の目的で、音声を使わず、画像だけが使われることを許諾していません。

今回の「The サンデー」の場合には、野田教授の許諾なく流用したのですから、これは酷いものです。しかも、その野田教授の証言趣旨を歪曲し、野田教授を批判・非難するために無断で使ったのですから、単なる顔写真のライブラリー化の問題、あるいは映像の保存・二次利用の問題として、適切かどうか

を論ずるだけではなく、メディア暴力の問題、それを意図してやった番組制作者の放送倫理問題として、その責任が明らかにされるべきです。

以上の点は、私たちも後になって気がついた問題です。重大な問題点なので、あえて、この補充をさせていただきました。